

令和8年度 第1回 大牟田市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和8年6月9日 午後2時

場所：大牟田市役所北別館 第1会議室

次 第

1. 議題

議題1 令和7年度重点目標に対する評価

- (1) 大牟田市地域包括支援センター重点目標に対する評価 /資料 1-1
- (2) 地域包括支援センターにおける事業実績 /資料 1-2

議題2 令和7年度地域包括支援センターにおける対応状況

- (1) 地域包括支援センターにおける対応状況 /資料 2-1
- (2) 地域包括支援センター活動実績 /資料 2-2
- (3) 介護予防プラン作成状況 /資料 2-3

議題3 令和7年度大牟田市地域包括支援センター収支報告

- (1) 地域包括支援センター収支報告 /資料 3-1
- (2) サブセンター収支報告 /資料 3-2

議題4 基幹型地域包括支援センターの対応に関する評価 /資料 4

議題5 令和7年度地域包括支援センターの運営に係る評価[国の評価項目]

- (1) 大牟田市における評価 /資料 5-1
- (2) 地域包括支援センターにおける評価 /資料 5-2

議題6 地域包括支援センターの運営に係る国の評価項目に対する 令和7年度評価指標に基づく評価及び令和8年度評価指標 の設定 /資料 6

2. 報告

報告 地域包括支援センター設置運営等業務公募型プロポーザルによる
最優先交渉権者の決定について /資料 7

3. その他

○大牟田市附属機関設置条例

第1条 (省略)

第2条 市長の附属機関として別表第1に掲げる機関を、大牟田市教育委員会の附属機関として別表第2に掲げる機関を設置する。

2 (省略)

第3条 ～ 第5条 (省略)

第6条 附属機関の会議は、会長等が招集し、その議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席した委員（次条の規定により当該議事に参与することができない委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が規則で定める附属機関については、執行機関が規則で定める方法により決するものとする。

4 会長等は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7条 ～ 第11条 (省略)

別表第1 (第2条―第4条・第10条関係)

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務
大牟田市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置等、運営及び職員の確保その他地域包括ケアに関し必要な事項について調査審議すること。	13人	(1) 学識経験を有する者 (2) 介護保険サービス事業者 (3) 福祉、保健若しくは医療に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (4) 介護保険のサービス利用者及び被保険者 (5) 権利擁護、相談業務等を行う団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (6) その他市長が適当と認める者	3年	保健福祉部